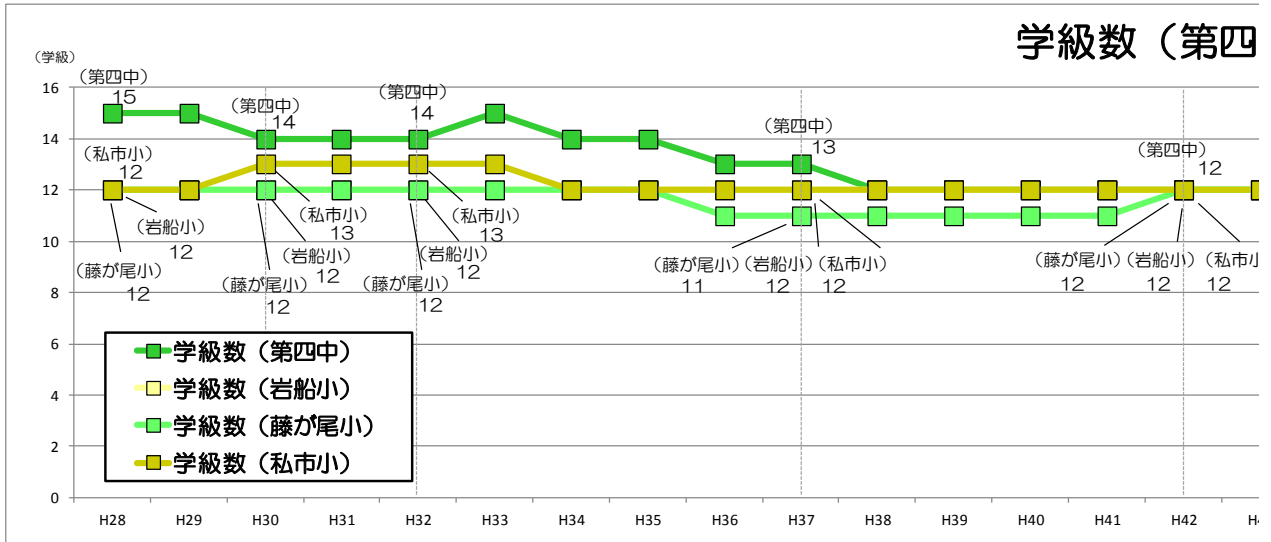
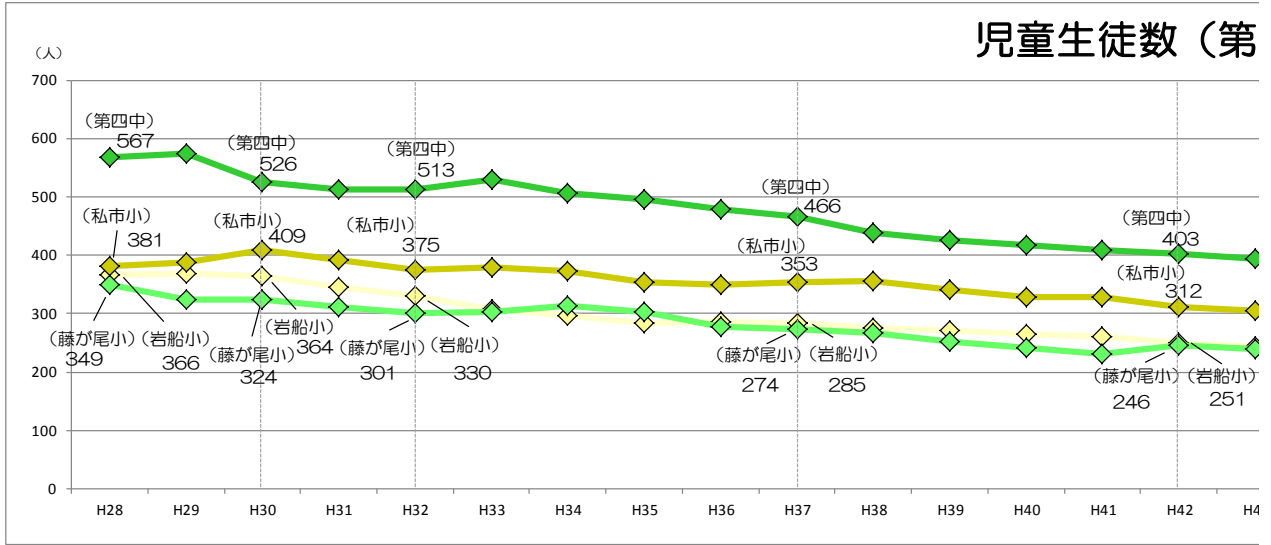


資料4 4 第四中学校区の児童生徒数・学級数の将来推計



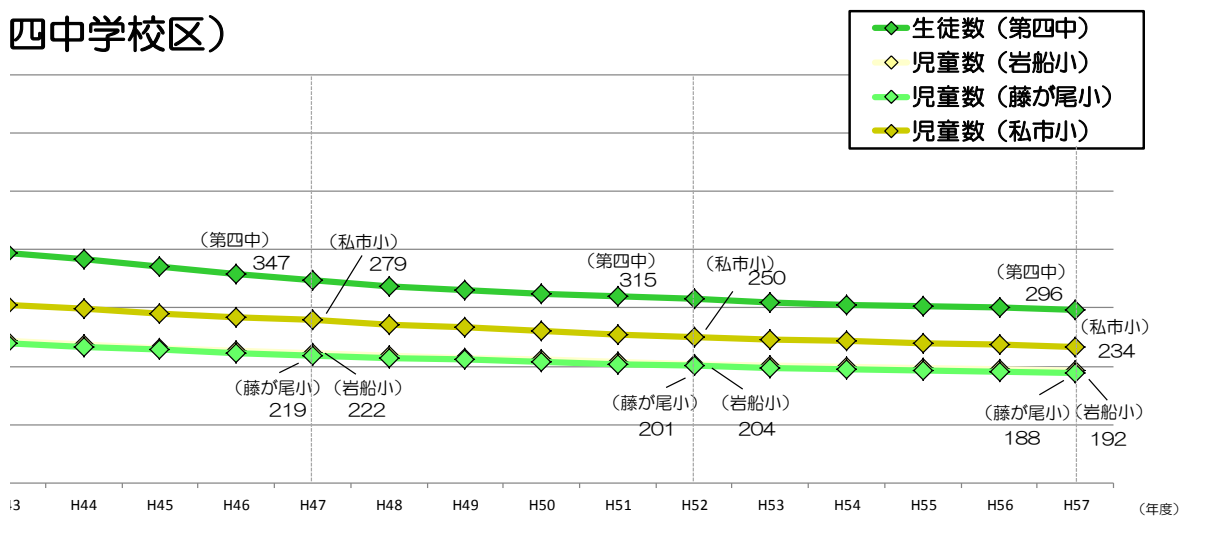
	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第四中学校	生徒数	567	574	526	512	513	529	507	495	478	466	438	426	418	410
	学級数	15	15	14	14	14	15	14	14	13	13	12	12	12	12
岩船小学校	児童数	366	368	364	345	330	307	297	283	286	285	275	271	265	261
	学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
藤が尾小学校	児童数	349	325	324	312	301	303	313	304	278	274	266	253	241	231
	学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11
私市小学校	児童数	381	388	409	391	375	380	372	353	349	353	356	342	329	329
	学級数	12	12	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12

※H28～H30については、各年5月1日の実数

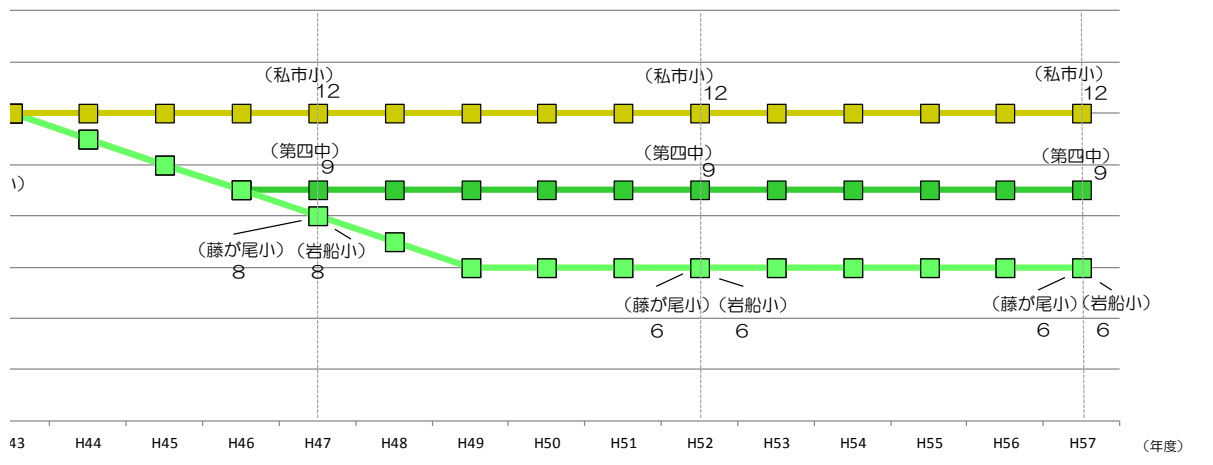
※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

## 四中学校区)



## 中学校区)

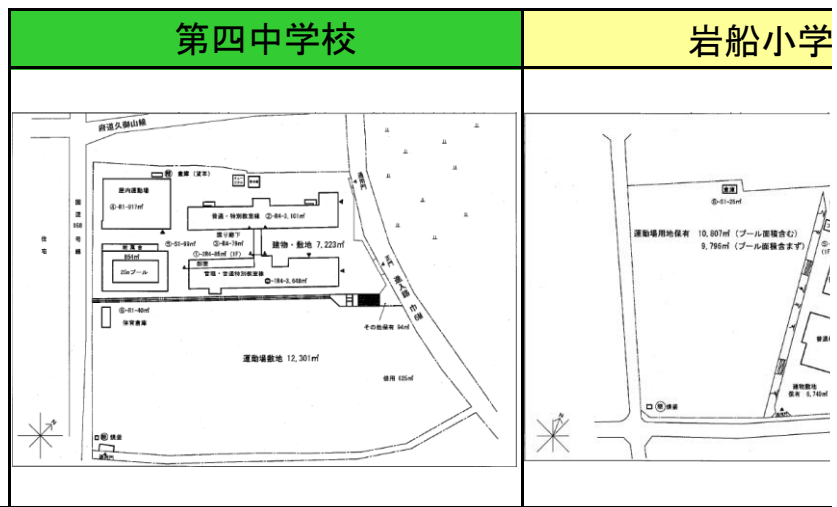


年度	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
生徒数 (第四中)	403	394	383	370	358	347	338	330	325	320	315	310	306	303	300	296
児童数 (岩船小)	12	12	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
児童数 (藤が尾小)	251	244	237	232	227	222	218	214	211	207	204	202	199	197	194	192
児童数 (私市小)	12	12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
児童数 (岩船小)	246	239	233	228	223	219	215	211	207	204	201	198	196	193	191	188
児童数 (藤が尾小)	12	12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
児童数 (私市小)	312	305	298	291	285	279	272	266	260	255	250	246	243	240	237	234
児童数 (岩船小)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

### 学校規模適正化基本方針（望ましい学校規模について）

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 (1学年あたり2~4学級)
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 (19学級以上24学級以下も許容範囲とする)

資料45 第四中学校区の学校施設の諸元



敷地面積		20,472m <sup>2</sup>	17,556m <sup>2</sup>
運動場面積		13,155m <sup>2</sup>	10,807m <sup>2</sup>
延床面積		8,094m <sup>2</sup>	6,511m <sup>2</sup>
建築年度	校舎※1	1982(S57)年(建築後36年)	1971(S46)年(建
	体育館	1982(S57)年(建築後36年)	1972(S47)年(建
長寿命化判定	校舎	○	○
	体育館	○	×
長寿命化した場合の残存年数	校舎	44年(建替時期:平成74年)	33年(建替時期:
	体育館	44年(建替時期:平成74年)	—
健全度評価※2	校舎	59	55
	体育館	92	75

※1 校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000m<sup>2</sup>以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2 健全度評価は、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3 校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{面積_{(棟1)} \times 健全度_{(棟1)} + \dots + 面積_{(棟n)} \times 健全度_{(棟n)}\}}{面積_{(棟1 + \dots + 棟n)}} = \text{校舎の健全度}$$

H30.3時点

校	藤が尾小学校	私市小学校
n <sup>2</sup>	20,444m <sup>2</sup>	52,783m <sup>2</sup>
n <sup>2</sup>	11,572m <sup>2</sup>	13,003m <sup>2</sup>
l <sup>2</sup>	5,702m <sup>2</sup>	5,551m <sup>2</sup>
建築後47年)	1977(S52)年 (建築後41年)	1979(S54)年 (建築後39年)
建築後46年)	1978(S53)年 (建築後40年)	1979(S54)年 (建築後39年)
	○	○
	○	○
平成63年)	39年 (建替時期:平成69年)	41年 (建替時期:平成71年)
	40年 (建替時期:平成70年)	41年 (建替時期:平成71年)
	51	59
	75	83

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

総和(部位の健全度×部位のコスト配分)  
 評価対象部位がオールAの点数

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいくほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

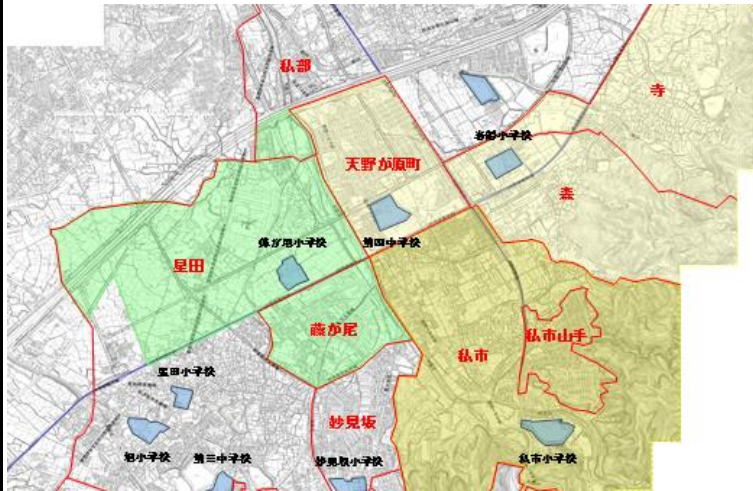
A: 概ね良好

B: 安全上、機能上、問題なし

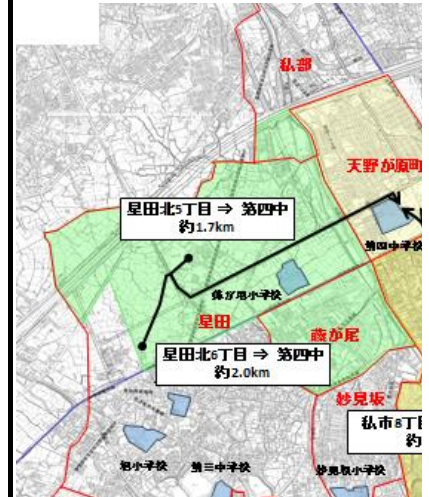
C: 安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

D: 劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

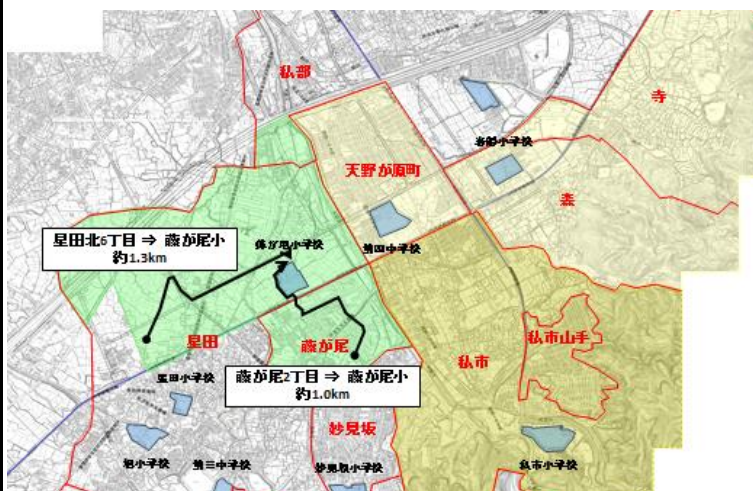
(1) 第四中学校区の地区図・小学校区図



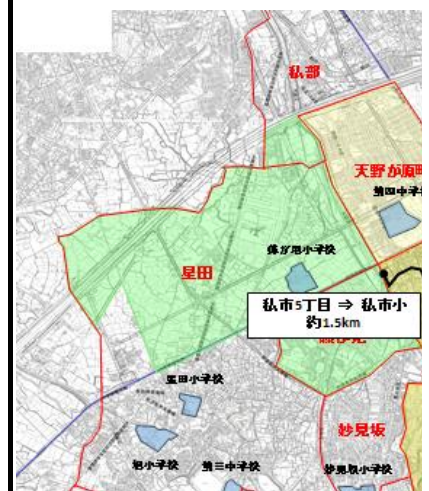
(2) 第四中学校への通学距離



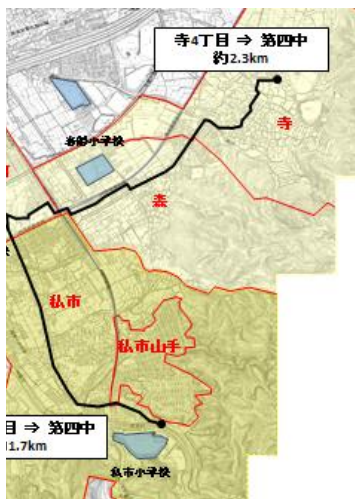
(4) 藤が尾小学校への通学距離



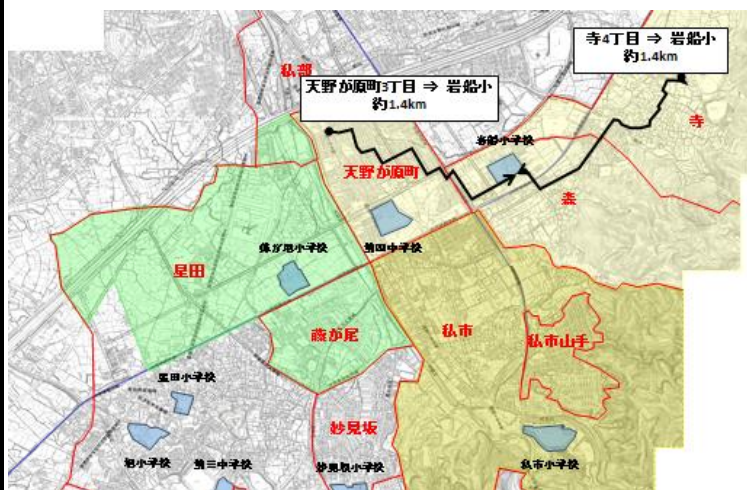
(5) 私市小学校への通学距離



通学距離



(3) 岩船小学校への通学距離



通学距離



【地域の課題】

星田地区・・・星田北7丁目を除く、星田北地域は藤が尾小学校区(第四中学校区)であるなど、4小学校区、2中学校区にまたがっている。

学校規模適正化基本方針（望ましい通学距離について）

小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

資料47 第四中学校区の適正配置案（一覧表）（1）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット		
学校統合案(1)	星田北6.8.9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区	① 将来的な岩船小学校の小規模化 ② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	岩船小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km)		
学校統合案(2)				私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.9km)		
学校統合案(3)			岩船小学校・藤が尾小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.7km)		
学校統合案(4)				藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km)		
学校統合案(5)			星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区(星田小学校区または旭小学校区)	① 将来的な岩船小学校の小規模化 ② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.7km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(6)			※星田北8.9丁目には住宅建設予定なし			藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(7)						私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.6km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(1)			岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.3km)		
小中学校統合案(2)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.3km) ・(新)小中学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。		

第四中学校区の適正配置案（一覧表）（2）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット		
学校統合案(8)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区	① 将来的な岩船小学校の小規模化	岩船小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km)		
学校統合案(9)				私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.9km)		
学校統合案(10)			岩船小学校・藤が尾小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。		
学校統合案(11)				藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km) ・(新)小学校が一時的に適正規模を上回る見込みである。		
学校統合案(12)			※星田北6,7,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区	② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(13)			※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし			藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(14)			△			私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約4.1km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(3)					岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.3km)
小中学校統合案(4)					岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.3km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
校区変更案					星田小学校区(第三中学校区)の星田北7丁目を校区変更し、藤が尾小学校区とし、藤が尾小学校区にて小中一貫教育実践校を設置(藤が尾小学校が第五中学校区となる。)	—	・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・第四中学校が小規模化する見込みである。 ・課題①が残る。 (・星田駅北の開発による児童数の増加を注視しながら進める必要がある。)

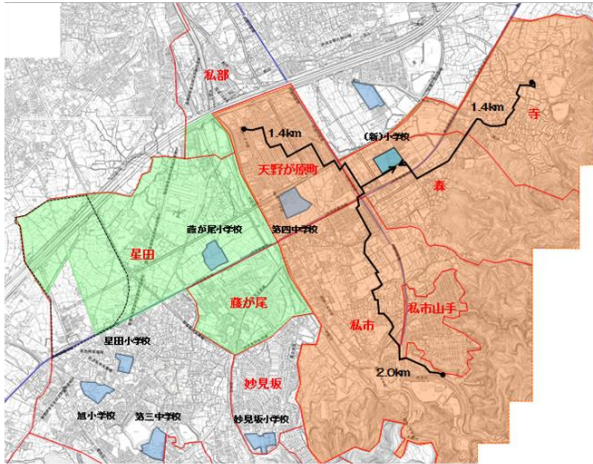


第四中学校区の適正配置案（一覧表）（3）

案名称	大規模開発が見込まれている星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット	
学校統合案(15)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒ 第三中学校区 (星田小学校区または旭小学校区) ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な岩船小学校の小規模化 ② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	岩船小学校・藤が尾小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.5km)	
学校統合案(16)				藤が尾小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km)	
学校統合案(17)			① 将来的な岩船小学校の小規模化 ② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.2km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(18)					藤が尾小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(19)					私市小学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.2km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(5)				岩船小学校・藤が尾小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.3km)
小中学校統合案(6)		岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.3km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。		

資料48 第四中学校区の適正配置案（配置図）

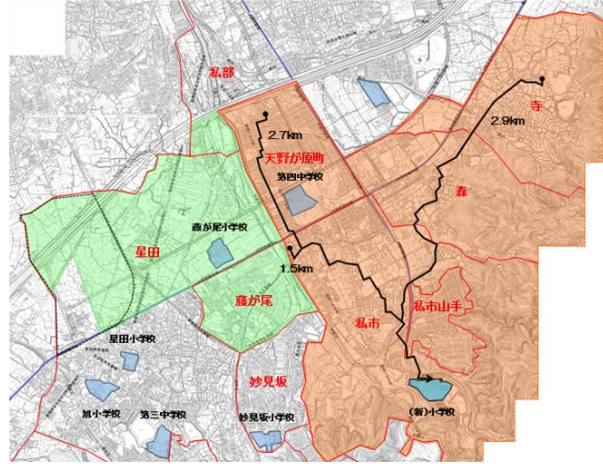
学校統合案(1)



【学校統合案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区  
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、  
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

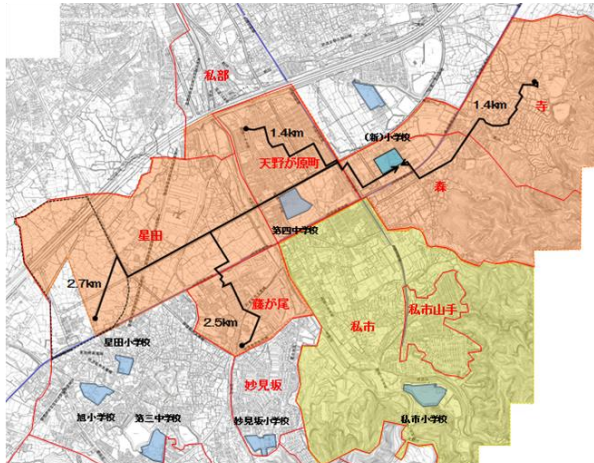
学校統合案(2)



【学校統合案(2)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区  
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、  
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

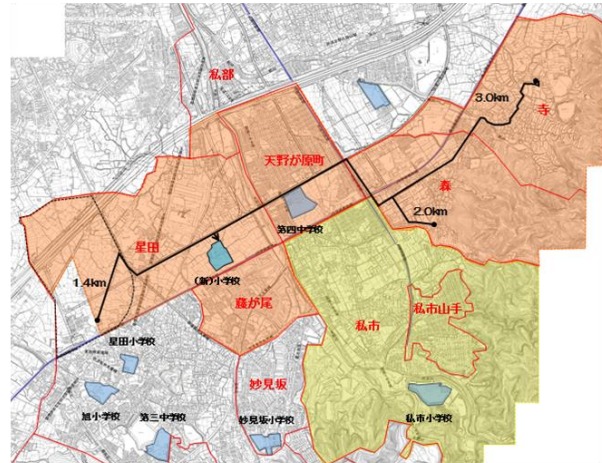
学校統合案(3)



【学校統合案(3)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区  
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、  
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

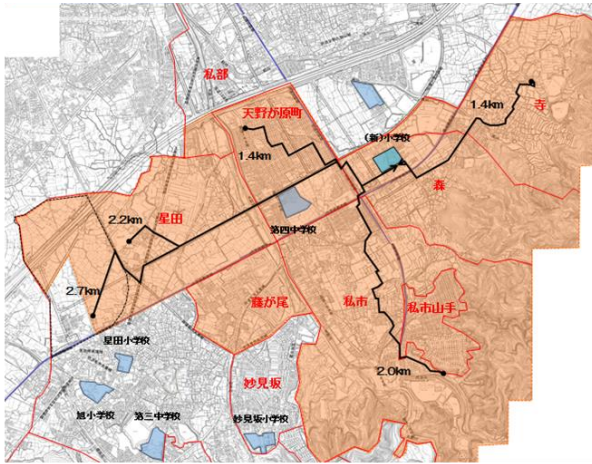
学校統合案(4)



【学校統合案(4)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区  
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、  
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

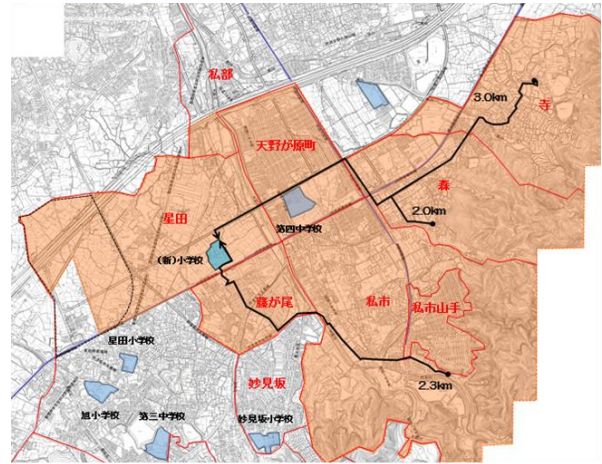
学校統合案(5)



【学校統合案(5)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区  
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、  
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

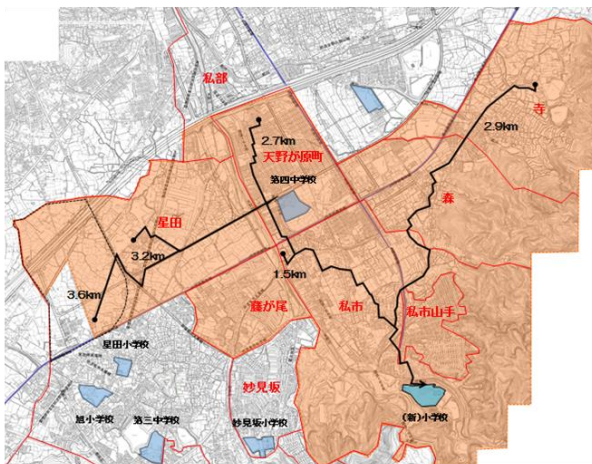
学校統合案(6)



【学校統合案(6)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区  
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、  
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

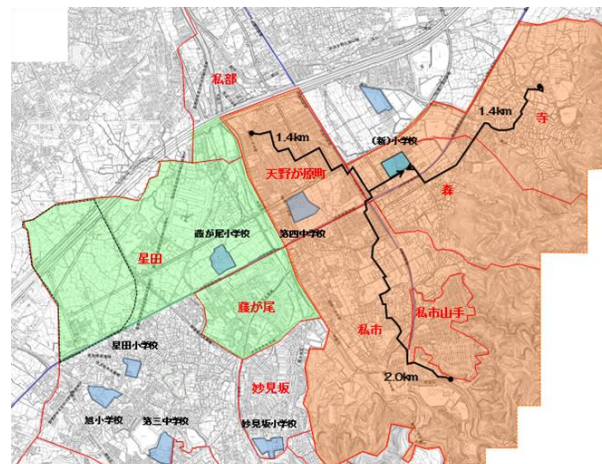
学校統合案(7)



【学校統合案(7)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区  
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、  
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

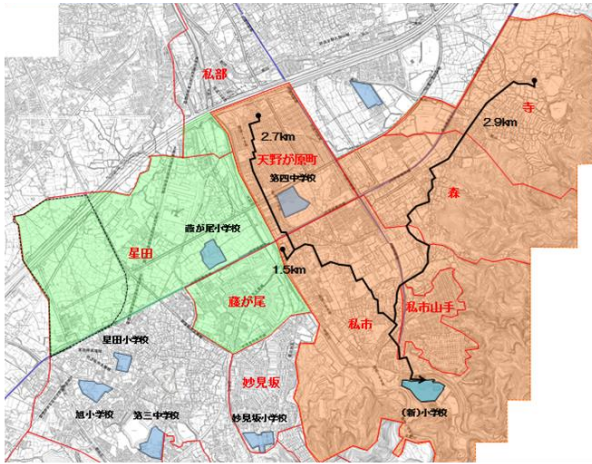
学校統合案(8)



【学校統合案(8)の概要】

- ・星田北6~9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、  
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

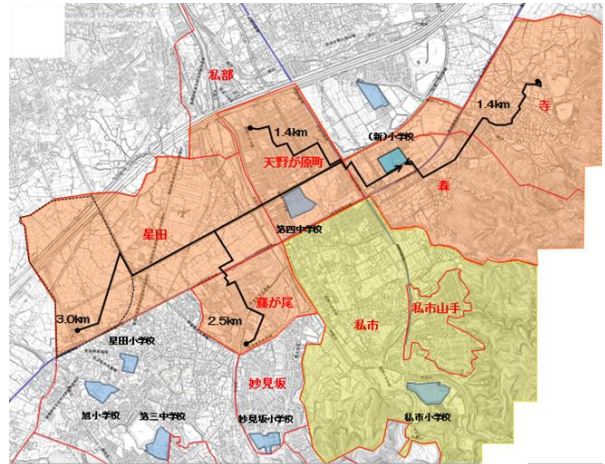
学校統合案(9)



【学校統合案(9)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、私市小学校敷地に新しい小学校を設置

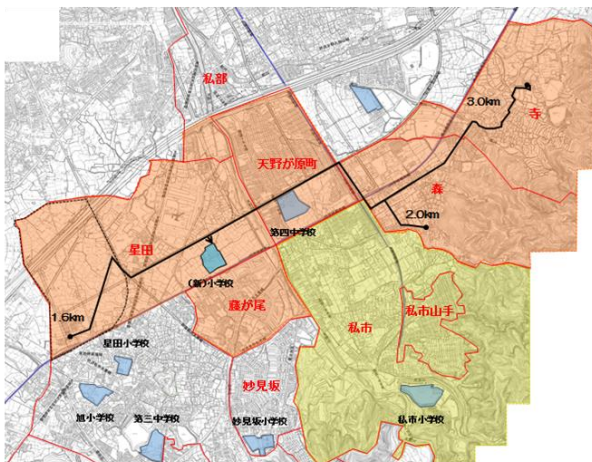
学校統合案(10)



【学校統合案(10)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

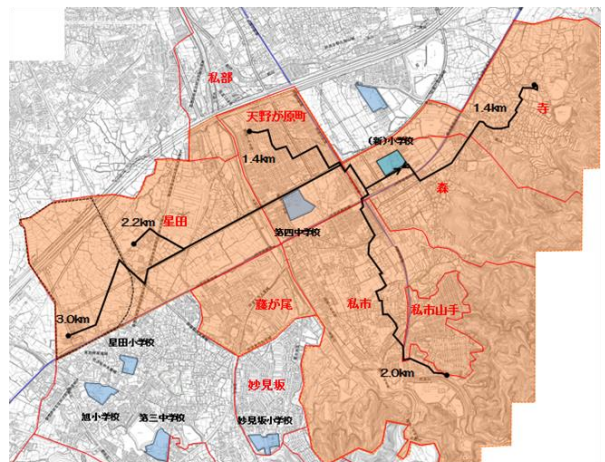
学校統合案(11)



【学校統合案(11)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

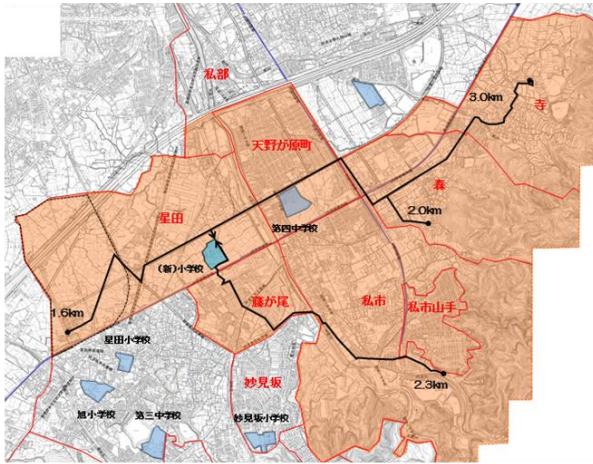
学校統合案(12)



【学校統合案(12)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

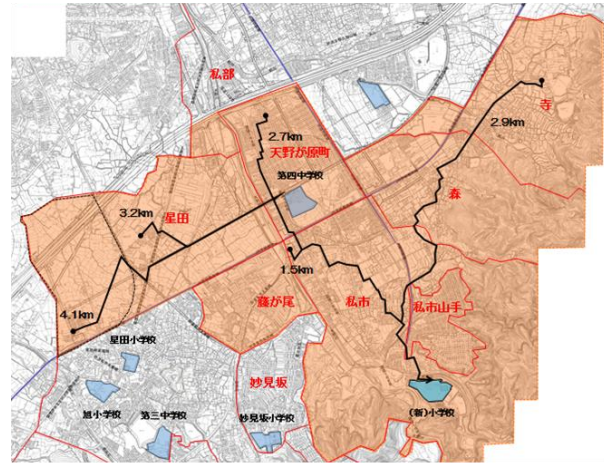
学校統合案(13)



【学校統合案(13)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

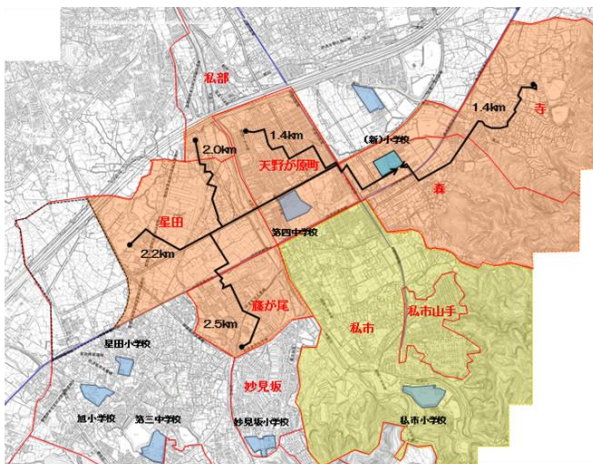
学校統合案(14)



【学校統合案(14)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、私市小学校敷地に新しい小学校を設置

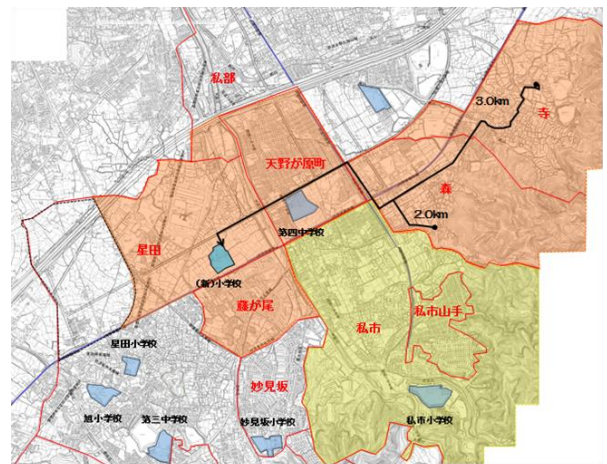
学校統合案(15)



【学校統合案(15)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

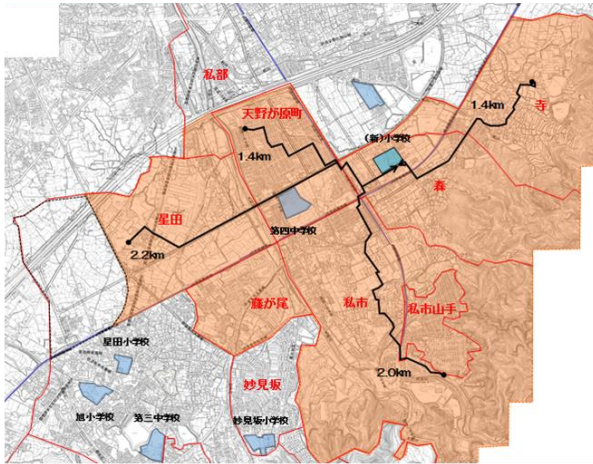
学校統合案(16)



【学校統合案(16)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

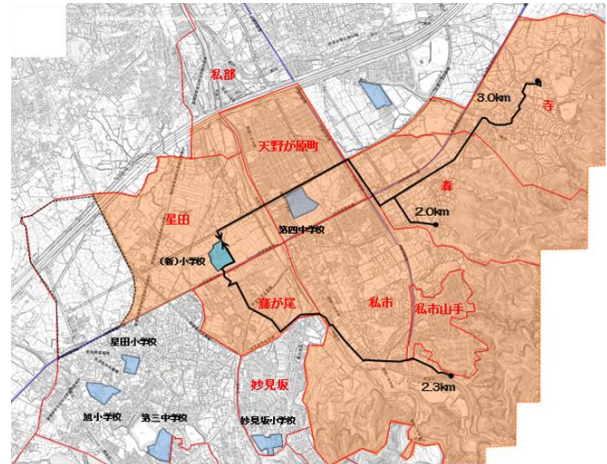
**学校統合案(17)**



**【学校統合案(17)の概要】**

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

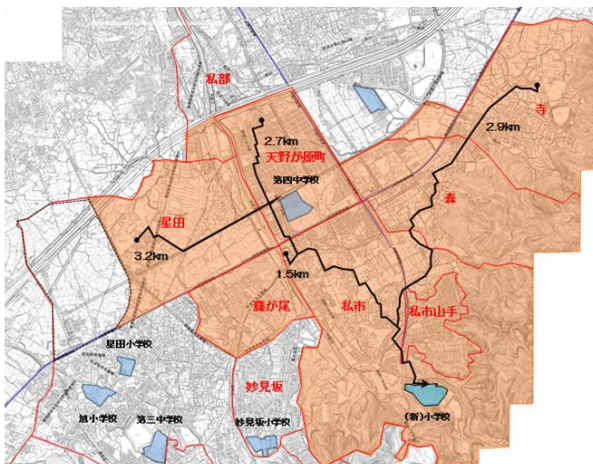
**学校統合案(18)**



**【学校統合案(18)の概要】**

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

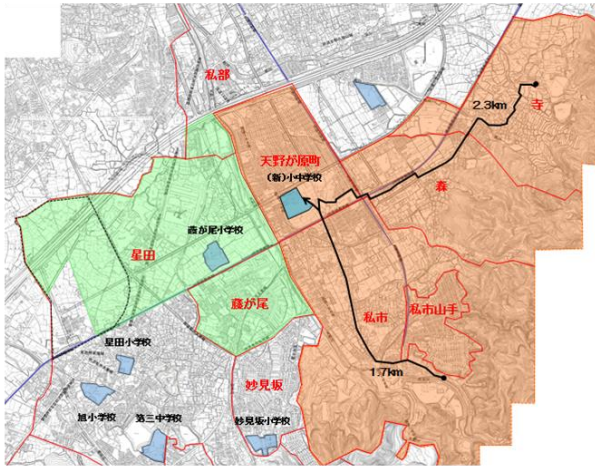
**学校統合案(19)**



**【学校統合案(19)の概要】**

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、私市小学校敷地に新しい小学校を設置

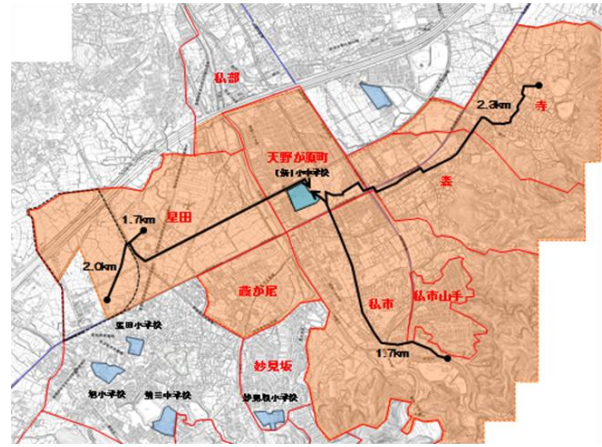
小中学校統合案(1)



【小中学校統合案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区  
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合し、  
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

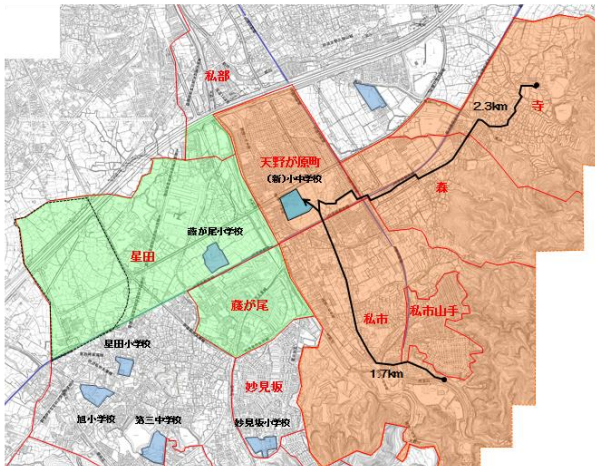
小中学校統合案(2)



【小中学校統合案(2)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区  
星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・  
第四中学校を統合し、  
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

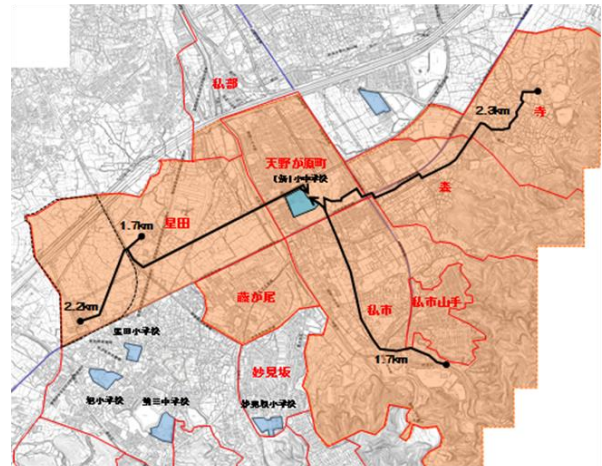
小中学校統合案(3)



【小中学校統合案(3)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合し、  
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

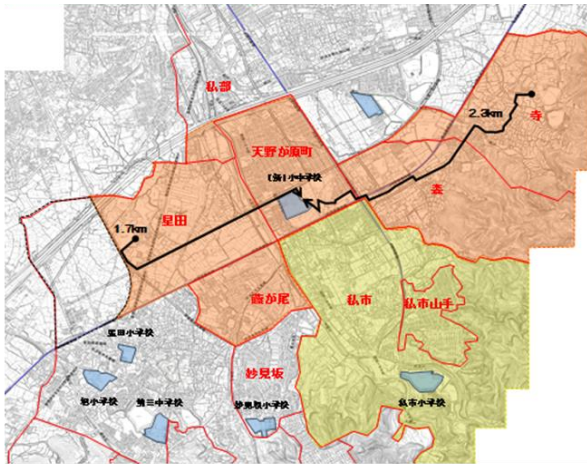
小中学校統合案(4)



【小中学校統合案(4)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・  
第四中学校を統合し、  
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

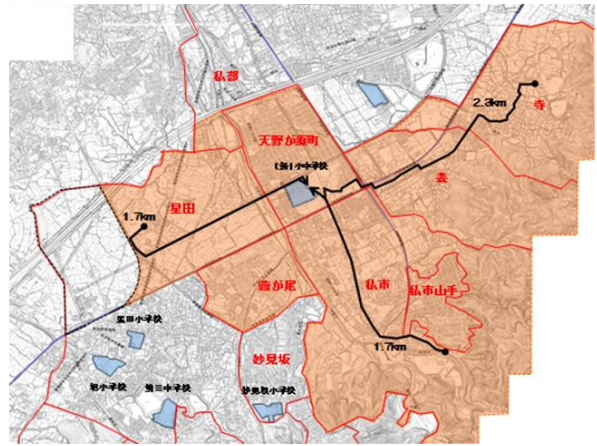
### 小中学校統合案(5)



#### 【小中学校統合案(5)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・第四中学校を統合し、第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

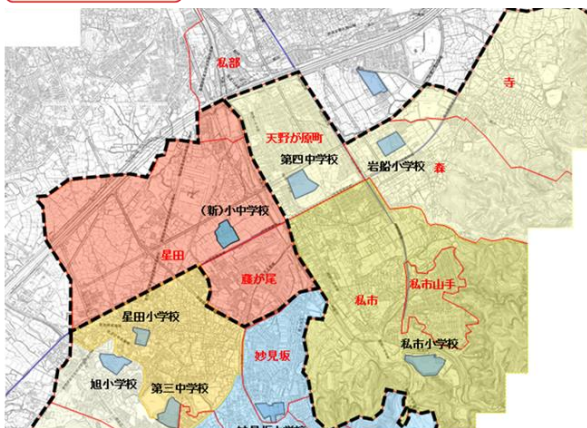
### 小中学校統合案(6)



#### 【小中学校統合案(6)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合し、第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

### 校区変更案



#### 【校区変更案の概要】

- ・藤が尾小学校区に星田北7丁目を加えた地域を新しい小中学校区として、藤が尾小学校敷地に小中学校を設置

※第四中学校区は、岩船小学校・私市小学校・第四中学校の2小1中となる。



資料 4 9 第四中学校区の学校適正配置案の評価表（1）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の 学校配置	学校統合案(1)	学校統合案(2)
			統合校:岩小+私小	
			統合後の敷地	
			岩小	私小
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	○	△
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	△
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△
配置案 評価点 合計		45	75	60

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	学校統合案(1)	学校統合案(2)
		統合校:岩小+私小	
		統合後の敷地	
		岩小	私小
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※ <sup>1</sup>	○	◎
配置案 評価点 合計		10	20

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜 配点	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての 機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の120%(24,116㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)以上、120%(24,116㎡)未満の面積。

星田北6・8・9丁目→藤が尾小学校区、星田北7丁目→第三中学校区

学校統合案(3)	学校統合案(4)	学校統合案(5)	学校統合案(6)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)
統合校:岩小+藤小		統合校:岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校:岩小+藤小+ 私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中
◎	◎	×	×	◎	×
△	△	○	○	○	◎
△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△
60	60	25	25	65	35

※ 学校統合案7については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成46年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

星田北6・8・9丁目→藤が尾小学校区、星田北7丁目→第三中学校区

学校統合案(3)	学校統合案(4)	学校統合案(5)	学校統合案(6)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)
統合校:岩小+藤小		統合校:岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校:岩小+藤小+ 私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中
○	○	○	○	× ※2	× ※3
10	10	10	10	0(10)	0(10)

※1 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※2 平成32年度以降は、児童生徒数の減少により「○」となる見込み。

※3 平成46年度以降は、児童生徒数の減少により「○」となる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×	×	×
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	×	×	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	×	×	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	×	×	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	×	×	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×	×	×
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)未満の面積。	×	×	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

第四中学校区の学校適正配置案の評価表（2）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の 学校配置	学校統合案(8)	学校統合案(9)
			統合校:岩小+私小	
			統合後の敷地	
			岩小	私小
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	○	△
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	△
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△
配置案 評価点 合計		45	75	60

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	学校統合案(8)	学校統合案(9)
		統合校:岩小+私小	
		統合後の敷地	
		岩小	私小
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※ <sup>2</sup>	○	◎
配置案 評価点 合計		10	20

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜 配点	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の120%(24,116㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)以上、120%(24,116㎡)未満の面積。

星田北6・7・8・9丁目→藤が尾小学校区						
学校統合家(10)	学校統合家(11)	学校統合家(12)	学校統合家(13)	小中学校統合家(3)	小中学校統合家(4)	校区変更案
統合校:岩小+藤小		統合校:岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校:岩小+藤小+私小+四中	
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中	
△※1	△※1	×	×	◎	×	△
△	△	○	○	○	◎	△
△	△	△	△	△	△	○
△	△	△	△	△	△	○
30(20)	30(20)	25	25	65	35	45

※ 学校統合家14については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成42年度から平成46年度は、児童生徒数の増加により「×」となる見込み。

星田北6・7・8・9丁目→藤が尾小学校区						
学校統合家(10)	学校統合家(11)	学校統合家(12)	学校統合家(13)	小中学校統合家(3)	小中学校統合家(4)	校区変更案
統合校:岩小+藤小		統合校:岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校:岩小+藤小+私小+四中	
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中	
○	○	○	○	×※3	×	○
10	10	10	10	0(10)	0	10

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 平成31年度以降は、児童生徒数の減少により「○」になる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

第四中学校区の学校適正配置案の評価表（3）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の 学校配置	学校統合案(15)		学校統合案(16)	
			統合校:岩小+藤小			
			統合後の敷地			
			岩小	藤小		
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎		
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	△	△		
3. 立地条件等	①通学距離	○	△	△		
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△		
配置案 評価点 合計		45	60	60		

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	学校統合案(15)		学校統合案(16)		
		統合校:岩小+藤小				
		統合後の敷地				
			岩小	藤小		
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※2	○	○			
配置案 評価点 合計		10	10			

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜 配点	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての 機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の120%(24,116㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)以上、120%(24,116㎡)未満の面積。

星田北6・7・8・9丁目→第三中学校区			
学校統合案(17)	学校統合案(18)	小中学校統合案(5)	小中学校統合案(6)
統合校:岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+藤小+四中	統合校:岩小+藤小+ 私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	四中	四中
× ※1	× ※1	◎	× ※1
○	○	△	◎
△	△	△	△
△	△	△	△
25(65)	25(65)	60	35(75)

※ 学校統合案19については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成40年度以降は、児童生徒数の減少により「◎」となる見込み。

星田北6・7・8・9丁目→第三中学校区			
学校統合案(17)	学校統合案(18)	小中学校統合案(5)	小中学校統合案(6)
統合校:岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+藤小+四中	統合校:岩小+藤小+ 私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	四中	四中
○	○	○	× ※3
10	10	10	0(10)

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 平成37年度以降は、児童生徒数の減少により「○」になる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。